

糸満市文化のチカラしまくとうば普及推進事業業務委託プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、糸満市文化のチカラしまくとうば普及推進事業の実施にあたり、民間の創意工夫と柔軟な発想によって質の高い成果を得るため、公募型プロポーザルにより受託事業者を選定することを目的とする。

2. 事業概要

(1) 業 務 名：糸満市文化のチカラしまくとうば普及推進事業

(2) 委託上限金額：1,604,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※予算上の上限であり、必ずしも契約金額と同額ではない。

(3) 業 務 期 間：契約締結日から令和9年3月10日まで

(4) 業 務 内 容：別添業務委託仕様書のとおり

3. 参加資格

本業務に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 沖縄県内に本店、支店又は営業所を有すること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしていない者であること等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び糸満市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条に規定する暴力団及びそれらに利益となる活動を行う団体でないこと。

(6) 法人格を有している団体であること。

(7) 本事業に類似する業務実績があること。

(8) 本事業を円滑に遂行することができる専門的知識及び運営体制が構築されていること。

4. スケジュール

プロポーザルの日程は、以下のとおりとする。

項目		期日等
1	公募内容の公表（市ホームページ）	令和8年7月27日（月）
2	質問書の提出期限	令和8年8月6日（木）正午まで
3	質問に対する回答	令和8年8月7日（金）
4	参加申込書の提出	令和8年8月10日（月）17時まで
5	企画提案書等の提出	令和8年8月17日（月）17時まで
6	一次審査（書類審査）	令和8年8月21日（金）17時まで
7	二次審査（プレゼンテーション）	令和8年8月26日（水）
8	選定結果の通知	令和8年8月27日（木）通知予定
9	委託契約	令和8年8月31日（月）予定

5. 配布資料

配布資料は、次の資料とし系満市ホームページに掲載する。

- （1）系満市文化のチカラしまくとうば普及推進事業業務委託プロポーザル実施要領
- （2）系満市文化のチカラしまくとうば普及推進事業業務委託仕様書
- （3）各種様式（様式第1号～様式第8号）

6. 質問の受付及び回答

内容等について不明な点がある場合は、必ず質問書提出期限内に質問書（様式第1号）を提出すること。なお、電話や窓口訪問による口頭での対応は行わない。

- （1）提出期限：令和8年8月6日（木）正午まで
- （2）提出方法：生涯学習課あて電子メールで（itobun@city.itoman.lg.jp）提出すること。
- （3）質問に対する回答
 - ① 回答 令和8年8月7日（金）までに質問者へメールにて回答
 - ② その他 市のHPにて全質問及び回答内容を公表

7. 応募方法

- （1）参加申込み

企画提案を希望する場合は、参加申込書（様式第2号）を提出すること。

- ① 申込期間 令和8年7月29日（水）～令和8年8月10日（月）17時まで
- ② 提出書類 様式第2号
- ③ 提出方法 持参又は郵送
- ④ 提出場所 15.問い合わせ先参照

※参加申込書を提出しない場合は、企画提案の参加資格を満たさない。

（2）企画提案

- ① 提出期限 令和8年8月17日（月）17時まで
- ② 提出書類 次に掲げる書式等により提案すること。
- ③ 提出方法 持参又は郵送
- ④ 提出場所 15.問い合わせ先参照

提出書類		様式等	提出部数
1	会社概要	様式第3号	7部
2	受託業務実績	様式第4号	7部
3	企画提案書	様式第5号	7部
4	見積書	様式第6号	7部
5	業務実施体制	様式第7号	7部
6	誓約書	様式第8号	7部
7	登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）	3か月以内に発行されたものの写し	1部
8	納税証明書	国税及び地方税（県税及び市町村税）の未納のない証明書等	1部

8. 見積要件

今回の企画提案にあたっては、1,604,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内で見積もること。

ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なる。

9. 審査基準及び審査方法

（1）審査評価手法

糸満市文化のチカラしまくとぅば普及推進事業業務委託に係るプロポーザル選定委員会において、評価基準に基づき審査（企画提案書、プレゼンテーション、質疑等）を行い、受託候補者の順位を決定する。

また、業者決定までの間に指名停止となる等、参加資格要件を満たさないと判断される者については失格とし、その場合は失格者を除いて次点候補者を優先候補者とする。

(2) プレゼンテーション審査

① 日時 令和8年8月26日(水) 10時30分から

※変更となる場合がございます。

② 会場 糸満市役所 3-a 会議室

(3) プレゼンテーション実施方法

① 1事業者あたり、プレゼンテーションの時間を25分(説明15分、質疑10分)以内とする。

② 1事業者につき、最大3名までの入室を認める。

③ プレゼンテーションは、提出した企画提案書で行うこととする(スライドの利用可)。なお、追加資料については、認めない。

(4) 評価基準

評価項目	着眼点・視点	配点
業務に対する基本的な考え方	○業務を円滑かつ効率的に行うための必要な知識や実績 ○事業の趣旨を理解した上での目的設定	20点
実施体制	○事業実施に必要な知識・経験等を有する職員の配置 ○育成に必要な人員の確保	20点
実施内容	○事業内容の現状や問題点の理解度 ○事業に対する具体的かつ有益な提案	30点
事業者提案	○事業実施にあたり、効果的な独自の提案	20点
見積金額	○見積金額に節限努力など積算金額の妥当性	10点

10. 審査結果の通知

審査結果については、受託候補者を決定した後、令和8年8月27日(木)までに各提案事者に対して通知する。

11. 受託事業者の決定及び契約

受託候補者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

Ⅰ 2. 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 1つの事業者が複数提案したとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) その他、選定委員会において不相当と認められた場合。

Ⅰ 3. 注意事項

- (1) 受託者は、業務の全部又は大部分の処理を第三者に再委託することができない。

Ⅰ 4. その他

- (1) 本提案に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類の所有権は本市教育委員会にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (3) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。市教育委員会が提案事業者に無断で他の目的に使用することはない。
- (4) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、糸満市契約規則第38条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

Ⅰ 5. 問い合わせ先

〒901-0392

糸満市潮崎町1丁目1番地 糸満市役所5階

教育委員会教育部 生涯学習課 (担当：真境名)

TEL：098-840-8163 FAX：098-840-8161

Email：itobun@city.itoman.lg.jp

受付時間 平日の9時から12時、13時から17時まで(土日祝日を除く)